

保育料（利用者負担(上限)額）算定における 激変緩和措置の取扱いについて

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度における保育料の算定基礎となる保護者の市民税所得割額については、年少扶養控除及び特定年少扶養控除（以下、「年少扶養控除等」という）のみなし適用が廃止となり、年少扶養人数 2 名を基準とした中立的な所得階層の算定となっております。そのため、本市においては、経過措置として平成 27 年 4 月から 8 月までの間、在園児については年少扶養控除等のみなし適用されている平成 26 年度の階層を引き継ぎ算定しておりました。

しかしながら、経過措置の終了した平成 27 年 9 月より、子どもが 3 人以上いる多子世帯について、年少扶養控除等のみなし適用廃止により大きく影響を受けていることから、年少扶養控除等をみなし適用する激変緩和措置を行うことといたしました。

目的： 保育料が増額となる子ども 3 人以上の多子世帯への激変緩和

対象者： 以下の 2 つの条件すべてに当てはまる世帯

- ・平成 27 年 9 月 1 日付で園に在籍している児童がいる世帯

（ただし、平成 27 年 8 月 31 日以前から入園している児童のいる世帯）

- ・19 歳未満の世帯員が 3 人以上いる世帯（平成 27 年 1 月 1 日現在の世帯状況）

期間： 平成 27 年 3 月以前からの在園児は、平成 27 年 9 月～平成 29 年 8 月

平成 27 年 4 月以降の新入園児は、入園月（平成 27 年 8 月以前）～平成 29 年 8 月

1. 保育料の激変緩和措置の方法について

19 歳未満の世帯員のうち、3 人目以降の年少扶養控除（対象：16 歳未満）及び特定扶養控除（対象：16～18 歳）をみなし適用し、再計算した所得割額で、階層の再判定を行います。再判定の結果、階層が下がり保育料が減額となる場合、すでに納付済みの保育料との差額については還付いたします。

【子ども 3 人世帯で影響をうけるモデル】

- ・年収 640 万円（平成 26 年中収入）
- ・平成 27 年度所得割額 266,080 円
- ・3 歳未満の児童 3 名が保育所利用

（激変緩和措置なしの場合）

所得割額 266,080 円

平成 27 年 9 月保育料 **80,600 円（D6 階層）**

（激変緩和措置ありの場合）

再計算後の所得割額 246,280 円

平成 27 年 9 月保育料 **68,810 円（D5 階層）**

年少扶養控除等のみなし適用により、11,790 円の負担減

平成 27 年度保育料基準額表
（3 歳未満が 2 人以上通園の例）

	市民税額及び階層区分	保育料月額	
A	生活保護法による被保護世帯	0	
B	市町村民税が非課税の世帯	5,500	
C	市町村民税所得割額	48,600 円未満	13,750
D1		48,600 円以上 67,000 円未満	19,600
D2		67,000 円以上 97,000 円未満	30,440
D3		97,000 円以上 140,000 円未満	40,830
D4		140,000 円以上 169,000 円未満	53,460
D5		169,000 円以上 254,000 円未満	68,810
D6		254,000 円以上 301,000 円未満	80,600
D7		301,000 円以上 341,000 円未満	90,260
D8		341,000 円以上 397,000 円未満	98,180
D9		397,000 円以上	113,850

【激変緩和措置による年少扶養控除等のみなし適用イメージ】

激変緩和措置前

	H26	H27	H28
	4月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分 4月分～8月分
在園児	平成25年所得税 (H25.1.1～H25.12.31収入分)		平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)
新入園児		平成26年度市町村民税 (H25.1.1～H25.12.31収入分)	平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)

激変緩和措置後

	H26	H27	H28
	4月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分 4月分～8月分
在園児	平成25年所得税 (H25.1.1～H25.12.31収入分)		平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)
新入園児		平成26年度市町村民税 (H25.1.1～H25.12.31収入分)	平成27年度市町村民税 (H26.1.1～H26.12.31収入分)

平成 29 年 8 月まで

- ※ 在園児…平成 27 年 3 月から継続して通園している児童
- ※ 新入園児…平成 27 年 4 月以降に通園している児童

【年少扶養控除等について】

年少扶養親族（0歳～15歳まで）を対象として、一定の所得控除（子どもが多いほど、税額が低くなる）が認められていましたが、子ども手当の創設に伴い、平成 22 年度税制改正において、廃止となっています。これに伴い所得税や市民税における年少扶養控除及び特定扶養控除が廃止されましたが、平成 26 年度まで国において、保育料の負担に影響が生じることのないよう、年少扶養控除等が適用されるものとみなして、税額の再計算を行い保育料の決定を行うこととしておりました。

2. 激変緩和措置の通知と還付について

激変緩和措置により、保育料が減額となる世帯については、別途、保護者宛てに激変緩和措置後の保育料の通知書をお送りさせていただく予定です。

また、減額となった世帯における納付済みの保育料と激変緩和措置後の保育料の差額については、通知書を送付後、順次返還させていただきますが、返還方法等につきましては、現在詳細を詰めておりますので、後日お知らせいたします。

3. お問い合わせ先*

子ども未来局施設運営課保育料担当係	(南 1 東 1)	211-2987
中央保健センター	(南3西11) 511-7224	豊平保健センター (平岸6-10) 822-2473
北保健センター	(北25西6) 757-2563	清田保健センター (平岡1-1) 889-2051
東保健センター	(北10東7) 711-3214	南保健センター (真駒内幸町1) 522-5780
白石保健センター	(本郷通3北) 861-0336	西保健センター (琴似2-7) 621-4242
厚別保健センター	(厚別中央1-5) 895-2499	手稲保健センター (前田1-11) 681-1211

※ 受付時間：平日（土曜・日曜・祝日を除く）午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで